

保健物理・環境科学部会における運営委員等選出及び運営体制に関する 申し合わせ

平成 25 年 9 月 4 日部会全体会議承認

1. 趣旨

この申し合わせは、保健物理・環境科学部会規約（以下、「部会規約」という。）第 12 条に基づき、部会規約第 6 条に定める部会長、副部会長および運営委員（以下、「部会長等」という。）の選出方法及び運営体制について定めるものである。

2. 定員

運営委員の定員は設けない。

3. 選出手続き

運営委員等の選出手続きは以下の通りとする。

- ① 電子メールにより、部会員から運営委員の立候補者を募集する。
- ② 運営委員の立候補者について、電子メールによる信任投票を行う。全部会員の過半数の反対で不信任とし、それ以外は信任とする。
- ③ 運営小委員会を開催し、運営委員の互選により、部会長を選任する。
- ④ 部会長は、運営委員のうちから、副部会長を選任する。
- ⑤ 部会長と副部会長の協議により、運営委員の中から幹事を選任する。
- ⑥ 部会長は、選任後最初の部会全体会議において運営体制について審議し、承認を得る。
- ⑦ 部会長は、事業上の必要がある場合は、上記の選出手続きによらず、若干名の運営委員を追加することができる。

4. 運営体制

- ① 学会委員（部会等運営委員、学会誌編集委員、学会プログラム委員等）は、原則として運営委員の中から指名する。運営委員以外の者を学会委員とする場合、部会長はその者を運営委員として任命する。
- ② 幹事は、学会委員、総務担当委員、渉外担当委員、会計担当委員、企画担当委員、その他部会長が任命した者とする。
- ③ 部会長は必要に応じて部会にワーキンググループ等を設置することができる。ワーキンググループ等の構成員は部会長が任命する。

5. 選出担当委員

部会長等の選出手続きは、総務担当運営委員が行う。

6. 変更

本申し合わせの変更は、運営小委員会で審議し、部会全体会議の承認を得る。